

老後と扶養

財団法人 いも類振興会

理事長 生天目 健 蔵

戦後、民法の親族編・相続編が大改正されて、施行されたのは、昭和23年1月1日からである。その当時半官制の4 H（ヨンエツチ）クラブという青年団があって、筆者のライススターチ工場のあった小田原の地元櫻井村、隣の松田町、吉田島、福沢等に夜間の講演に赴いたものである。

要点は、「家族制度が廃止されて、平等相続になったので、年寄りには誰に扶養して貰うか、大変むずかしくなったので、今後年寄りになる者は、長男に経済負担を掛けないように、日頃から対策が必要だ」と説明したら、異口同音に「まさか」と一笑に付していた。

その人達も今は六十才を越えているので、思い当たる節が多かろうと思う。年寄りの扶養というのは、単に経済的負担だけではないのである。

「二男の所で厄介になれ。」「六畳一間でどうにもならぬ。」「長女の嫁ぎ先へ行け。」「当方にも姑が頑張っている。」「三男の所へ身を寄せろ。」「知り合いの一人もいない大都会に行って、誰と話をするのか。」「尤もな事情ばかりで、すんなりと行かないのである。

いま、農村ではコメに血道をあげているが、順序を誤っている。コメなどは、足りなければ、どんな思いをしても輸入してくるし、余れば適当に利用する。しかし、65歳以上の男子、60歳以上の農家の婦人となると、そう簡単に解決できないのである。これは、結局、

社会主義国家のように、年金制度であれ、保険金制度であれ、国家が負担して解決を図るほかないのである。

その肝心なことを忘れて、ただ一現象のコメに注意を奪われている。農村に知恵者のいない証拠である。

殊に、終戦後、農地の相続について、自民党が中途半端な解決で抛棄してしまったので、農地の相続は一段とむずかしくなっている。従って、親族法・相続法の規定だけでは、老人の福祉にかなった扶養がなされることはない。

そういう国の根幹にかかわる大事なことの解決を外にして、目先きコメの問題等にとらわれている。残念なことである。

老後と扶養の問題は、何も農村に限局される問題ではない。一般のサラリーマンでも、老後は自ら扶養の衝に当る覚悟が必要で、年をとってからあわてても間に合わない。従って、「年を取ったら、子に従え」はいいとして、経済的負担まで、子におぶさることは、親子ともに迷惑な次第なのである。それが案外無視されているところに、現実の悲劇があるのである。

老若を問わず、いま一度このことに思いを寄せて、反省すると同時に、慎重に施策を寄せて勘考することが必要であろう。そのことは社会主義国でも資本主義国でも同じことである。